



# 自転車は車の仲間です



## 交通ルールを守って安全に利用しましょう

### 道路の左端を通行

自転車は車の仲間です。車道通行が原則です。  
自転車は、車道の左端に寄って通行しましょう。



「自転車歩道通行可」の標識があるときは、歩道を通行できます。歩道は歩行者優先です。歩道を通行する場合は、



自転車歩道通行可標識

車道寄り部分を徐行しましょう。

歩行者の通行を妨げるような場合は、一時停止又は自転車から降りて押して歩きましょう。

### 信号と一時停止を守る

信号や一時停止の標識を必ず守りましょう。



狭い道から広い道に出るときや、見通しの悪い場所では、必ず徐行・一時停止して、安全を確認しましょう。



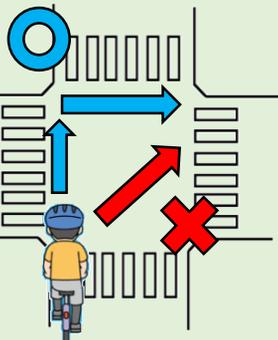
一時停止標識

### 夜間はライトを点灯



無灯火は、他の人や車から自転車が見えにくくなるので非常に危険です。夜間、自転車で道路を走るときは、ライトを点けるようにしましょう。

交差点を右折するときは、できるだけ道路の左端に寄ってまっすぐ進み、十分速度を落として曲がります。斜めに横断してはいけません。



### 飲酒運転は禁止



自転車も飲酒運転は禁止です。お酒を飲んだら自転車を運転してはいけません。

### ヘルメットを着用



ヘルメットはあなたの命を守ります。自転車に乗るときは、被害軽減に有効なヘルメットを着用しましょう。

### このほかに禁止されている自転車の乗り方の例

二人乗り



傘差し運転



並んで走ること



携帯電話を使用しながら運転



イヤホン等により周囲の音が聞こえない状態で運転



### 自転車損害賠償保険等に参加しましょう!

鹿児島県では、自転車損害賠償保険等への加入が、全ての自転車利用者に義務付けられています。

鹿児島県警察

